

三重県林業事業体登録名簿

登録番号	登載年月日 (登録情報の 変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話及びFAX	E-mail	ホームページ URL	認定事業主
尾鷲一1	H30.10.31	速水林業	速水 亨	三重県北牟婁郡紀北町 引本浦345番地	電話 0597-32-0001 FAX 0597-32-1012	havami_forest@zty.ne.jp	http://www.re-forest.com/havami/	○ (H29.6.27)

注：「認定事業主」とは、「林業労働力の確保に関する法律」第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、知事の認定を受けた事業主のこと。

1. 基本情報

(1)組織形態

会社	協同組合等	森林組合	個人事業主	その他
			○	()

※該当区分に○を記入ください。

(2)設立年月日

(明・大・昭・平)
年 月 日 設立

(3)事業の種類

造林	素材生産	製材	その他
○	○		()

※該当事業に○を記入ください。

2. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
7 人 (7) (人)	5 人 (5) (人)	有	有	12 人	6.000 %	11 人	9 人	9 人	9 人
登録情報の変更時点の状況(年 月 日)									
人 () (人)	人 () (人)			人	%	人	人	人	人

5年後の目標 (うち常用)
10 人 (10) (人)

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

3. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										その他技術的情報 例:人家裏大径木の伐採 など具体的技術を記載
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設 オペレーター	技術士	技能士	林業技士	フォレスター (森林総合監 理士)	林業架線作業 主任者免許 取得者	
6 人	1 人	人	人	人	人	人	1 人	人	8 人	

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

4. 林業機械の保有状況

現状【登録時】												
グラブ ブル	プロセッ サ	ハーベ スタ	フォワー ダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー バンチャ	スキッダ	集材機	トラック (4t)	その他 (林業用クレーン)	その他 (フォークリフト)	その他 ()
3 台		1 台			2 台				1 台	1 台	1 台	
登録情報の変更時点の状況(年 月 日)												
5年後の目標												
3 台		1 台			2 台				1 台	2 台	1 台	

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。

※列が不足する場合は、適宜追加すること。

※その他の()には、林業機械名を記載すること。

5. 事業量等

実績【事業期間 29年1月1日～ 29年12月31日】													
	素材生産						造林事業			左記以外の林業の事業量 (作業道開設 m)	事業区域	素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	主 伐			間 伐			植 付(ha)	下刈り(ha)	その他(単位) (枝打ち ha)				
	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)							
直営				64.85	3,632.00	2.70		16.00	21.00	207.00	三重県紀北町	諸戸林友(株)	諸戸林友(株)
請負													
合計				64.85	3,632.00			16.00	21.00	207.00			
登録情報の変更時点の状況【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】													
直営											県		
請負													
合計													

5年後の目標【事業期間 34年1月1日～ 34年12月31日】													
	素材生産						造林事業			左記以外の林業の事業量 ()	事業区域	素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	主 伐			間 伐			植 付(ha)	下刈り(ha)	その他(単位) (枝打ち ha)				
	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)							
直営	2.00	500.00	4.00	80.00	4,000.00	3.00	2.00	20.00	20.00		三重県紀北町	海山林友(株)	海山林友(株)
請負													
合計	2.00	500.00		80.00	4,000.00		2.00	20.00	20.00				

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下、「直営施業」という。)

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について単位とともに記載すること。

※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について単位とともに記載すること。

6. 主伐後の再造林の確保

(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

- ・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制
- ・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制
(連携相手等の名称:海山林友(株))

有して いる	今後整備 する
☒	☐
☒	☐

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

(2)適切な更新

- ・自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施
- ・他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ

取り組ん でいる	今後取り 組む
☒	☐
☒	☐

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

7. 生産管理の取組

- ・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し
- ・作業システムの改善
- ・その他〔 〕

取り組ん でいる	今後取り 組む	(年後)
☒	☐	(年後)
☒	☐	(年後)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

8. 原木の安定供給・流通合理化等

- ・製材工場等需要者との直接的な取引
(取引先名:)

取り組ん でいる	今後取り 組む	(年後)
☒	☐	(年後)

- ・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
(取りまとめ機関名:)
- ・その他〔 〕

※生産した木材を自ら販売している(今後販売する)場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

9. 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・伐採と造林の一貫作業システムの導入
- ・コンテナ苗(ポット苗)の使用
- ・低密度植栽
- ・下刈りの省略
- ・その他〔 〕

取り組ん でいる	今後取り 組む	(年後)
☒	☐	(年後)
☒	☐	(年後)
☒	☐	(年後)
☒	☐	(年後)

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

10. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・経営体独自の行動規範の策定
- ・所属する業界団体等による行動規範の策定
(策定主体:)
- ・都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守
(策定主体:)
- ・その他〔 〕

策定・遵 守済	策定・遵 守予定	(年後)
☒	☐	(年後)
☐	☐	(年後)
☐	☐	(年後)

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

11. 雇用管理の改善

- ・ 現場作業員の常用品
- ・ 現場作業職員への月給制の導入
- ・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入
- ・ その他〔

取り組んでいる

☒

今後取り組む

☐

12. 労働安全対策等

- ・ リスクアセスメント
- ・ 防護具等の着用の徹底
- ・ 作業現場の安全巡回
- ・ 専門家による安全診断・指導
- ・ その他〔

取り組んでいる

☒

今後取り組む

☐

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェック。

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェック。

13. その他、地域への貢献、表彰実績、経営の健全性に関する情報

その他事業体情報

地域貢献

従業員の大半は地域(紀北町及び尾鷲市)雇用。
大田賀山林を広く一般に開放し、年間1000人近い来訪者を受け入れている。
従業員の大半が現役消防団員もしくはOBであり、地域の防災活動(特に山林火災や台風時)に積極的に参加している。

表彰実績

第20回農林水産祭天皇杯(1981年)、第2回朝日新聞「明日への環境賞」森林文化特別賞(2001年)、第7回日本環境経営大賞環境経営パール大賞(2009年)、第56回全国林業経営推奨行事農林水産大臣賞(2018年度)。

安全対策

安全手順を整備し、関連資格や講習の受講、安全靴やチェンソー用防護衣など安全装備をいち早く導入。安全性および作業効率アップのために機械の導入や改良に積極的に取り組んでいる。リスクアセスメントやTBM-KYなど日々の安全活動や、定期的に開催している安全大会、年に一度の安全表彰などを通じ、事業主と従業員が一体となって安全衛生に取り組んでいる。

経営の健全性

2000年2月に日本で初めてFSC森林認証を取得。品質のみでなく、環境保全の点から見て適切な管理、地域社会の利益に貢献、経済的に持続可能な森林管理を続けている。